

2023・12

(議案第56号～議案第73号)

いわき市議会定例会議案

令和5年12月

提 出 議 案

議案第56号	いわき市職員の給与に関する条例等の改正について	3
議案第57号	いわき市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正について	29
議案第58号	いわき市長等の給与及び旅費に関する条例等の改正について	33
議案第59号	いわき市戸籍手数料条例の改正について	39
議案第60号	いわき市国民健康保険税条例の改正について	45
議案第61号	令和5年度いわき市一般会計補正予算(第7号)	(別紙)
議案第62号	令和5年度いわき市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	(別紙)
議案第63号	令和5年度いわき市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	(別紙)
議案第64号	令和5年度いわき市介護保険特別会計補正予算(第2号)	(別紙)
議案第65号	令和5年度いわき市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)	(別紙)
議案第66号	令和5年度いわき市卸売市場事業特別会計補正予算(第2号)	(別紙)
議案第67号	令和5年度いわき市競輪事業特別会計補正予算(第4号)	(別紙)
議案第68号	令和5年度いわき市温泉給湯事業特別会計補正予算(第2号)	(別紙)
議案第69号	令和5年度いわき市水道事業会計補正予算(第2号)	(別紙)
議案第70号	令和5年度いわき市工業用水道事業会計補正予算(第1号)	(別紙)
議案第71号	令和5年度いわき市病院事業会計補正予算(第4号)	(別紙)
議案第72号	令和5年度いわき市下水道事業会計補正予算(第3号)	(別紙)

議案第56号

いわき市職員の給与に関する条例等の改正について

いわき市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年12月21日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(いわき市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 いわき市職員の給与に関する条例（昭和41年いわき市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当及び大規模災害復興派遣手当」を「及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第3条第1項中「の各号」を削り、同条第2項中「すべて」を「全て」に改め、同項ただし書を削り、同条第3項中「診療所等」の次に「の医療施設又は保健所等」を加え、「で市長が規則で定めるもの」を削り、同条第4項中「診療所等」の次に「の医療施設又は保健所等」を加え、「である職員その他の職員で市長が規則で定めるもの」を「、臨床検査技師、歯科衛生士その他の医療技師であつてそれぞれの資格に応ずる業務に従事する職員」に改め、同条第5項中「診療所等」の次に「の医療施設又は保健所等」を加え、「である職員で市長が規則で定めるもの」を「であつて保健指導又は看護等に従事する職員」に改める。

第9条の2第1項中「308,600円」を「309,200円」に改める。

第20条第2項中「100分の120」を「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」に改め、同条第3項中「、「100分の67.5」を「「100分の67.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の70」に改める。

第21条第2項第1号中「100分の97.5」を「、6月に支給する場合には100分の97.5、12月に支給する場合には100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50」に改める。

第22条の見出し中「、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当及び大規模災害復興派遣手当」を「及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改め、同条第1項中「規定する職員」の次に「又は大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する職員」を加え、同条第3項

中「第44条」を「第26条の8」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当及び大規模災害復興派遣手当」を「及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改め、同項を同条第4項とする。

第26条中「、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当及び大規模災害復興派遣手当」を「及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

(「次のよう」は別紙)

第2条 いわき市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の67.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の70」を「、100分の68.75」に改める。

第21条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の97.5、12月に支給する場合には100分の102.5」を「100分の100」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50」を「100分の48.75」に改める。

(いわき市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 いわき市職員の育児休業等に関する条例(平成7年いわき市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第5条の3第2項中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を削る。

第6条中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

(いわき市の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第4条 いわき市の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年いわき市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	388,000
2	436,000
3	487,000
4	551,000
5	628,000
6	734,000
7	857,000

第6条第2項中「標準的な」を削る。

第7条第2項中「100分の162.5」の次に「」と、「100分の125」とあるのは「100分の172.5」を加える。

第5条 いわき市の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の162.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の172.5」を「100分の167.5」に改める。

（いわき市会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正）

第6条 いわき市会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年いわき市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「標準的な」を削る。

別表第1を次のように改める。

(「次のよう」は別紙)

第7条 いわき市会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「並びに期末手当」を「、期末手当並びに勤勉手当」に改める。

第21条を第22条とし、第16条から第20条までを1条ずつ繰り下げ、第15条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第16条 会計年度任用職員の勤勉手当は、市長が規則で定めるところにより支給する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第3条、第5条及び第7条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（いわき市職員の給与に関する条例第9条の2第1項、第20条第2項及び第3項、第21条第2項第1号及び第2号、別表第1並びに別表第2の改正規定に限る。次項において同じ。）による改正後のいわき市職員の給与に関する条例（同項において「改正後の給与条例」という。）の規定、第4条の規定（いわき市の一般職の任期付職員の採用等に関する条例第6条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後のいわき市の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（同項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定及び第6条の規定（いわき市会計年度任用職員の給与に関する条例別表第1の改正規定に限る。同項において同じ。）による改正後のいわき市会計年度任用職員の給与に関する条例（同項において「改正後の会計年度任用職員給与条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度任用職員

給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前のいわき市職員の給与に関する条例、第4条の規定による改正前のいわき市の一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は第6条の規定による改正前のいわき市会計年度任用職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度任用職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(市長への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、第1条、第4条及び第6条の規定の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額								
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	165,300	211,800	244,600	276,500	301,000	330,300	374,100	420,500	471,500
	2	166,400	213,500	246,100	278,400	303,200	332,600	376,800	423,000	474,600
	3	167,600	215,200	247,600	279,900	305,300	334,800	379,400	425,500	477,700
	4	168,700	216,500	249,100	281,400	307,400	336,900	381,900	428,100	480,800
	5	169,900	218,100	250,400	283,000	309,300	338,900	384,000	430,000	483,400
	6	171,100	219,900	251,900	284,900	311,400	341,000	386,600	432,100	486,500
	7	172,200	221,300	253,400	286,900	313,200	343,000	389,100	434,400	489,700
	8	173,300	222,900	254,900	288,600	314,900	344,900	391,700	436,600	492,800
	9	174,400	224,400	256,500	290,300	316,700	347,000	394,000	438,500	495,800
	10	175,700	225,900	257,800	292,200	318,900	349,000	396,700	440,600	498,900
	11	177,000	227,100	259,300	294,200	321,200	351,100	399,400	442,700	501,900
	12	178,400	228,600	260,500	296,100	323,200	353,100	401,800	444,600	505,000
	13	179,700	229,900	261,700	297,900	325,200	355,100	404,100	446,600	507,800
	14	181,100	231,400	263,100	299,700	327,200	357,100	406,400	448,500	510,100
	15	182,400	232,700	264,300	301,400	329,100	359,100	408,700	450,400	512,500
	16	183,900	234,300	265,700	302,800	331,100	361,200	411,100	452,300	514,900
	17	185,200	236,100	266,900	304,400	333,200	363,100	413,000	454,200	517,100
	18	186,600	237,400	268,600	306,500	335,300	365,100	415,000	455,900	518,600
	19	188,000	239,100	269,800	308,600	337,300	367,100	416,900	457,700	520,100
	20	189,400	240,400	271,100	310,500	339,300	369,100	418,800	459,400	521,500
	21	190,900	241,900	272,500	312,200	341,200	370,900	420,600	461,100	522,900
	22	193,200	243,500	274,100	314,100	343,200	372,900	422,400	462,600	524,300
	23	195,500	244,900	275,900	316,100	345,300	374,700	424,300	464,100	525,800
	24	197,800	246,400	277,500	317,900	347,200	376,700	426,100	465,600	527,200
	25	200,500	247,800	279,000	319,700	348,800	378,600	428,000	467,000	528,500
	26	202,100	249,300	280,600	321,700	350,800	380,600	429,500	468,300	529,600
	27	203,900	250,700	282,400	323,800	352,800	382,500	430,900	469,600	530,700
	28	205,600	251,800	284,100	325,900	354,800	384,500	432,400	470,700	531,900
	29	207,100	252,900	285,800	327,800	356,400	386,200	434,000	471,800	533,000
	30	207,700	254,000	287,400	329,900	358,300	388,000	435,300	472,700	533,900
	31	209,500	255,000	289,000	331,900	360,100	389,800	436,600	473,400	534,800
	32	210,500	256,100	290,700	333,900	361,900	391,600	437,800	474,100	535,600
	33	211,800	257,200	292,200	335,500	363,800	393,100	438,900	474,800	536,500
	34	213,200	258,500	293,900	337,500	365,600	394,500	440,200	475,600	537,400
	35	214,400	259,300	295,400	339,600	367,300	395,900	441,600	476,300	538,100
	36	215,400	259,900	296,800	341,600	369,200	397,300	442,900	477,000	538,800
	37	216,700	260,600	298,300	343,200	370,700	398,900	444,100	477,500	539,400
	38	218,100	261,800	300,000	345,200	372,000	400,100	444,900	478,100	540,000
	39	219,100	263,200	301,600	347,200	373,300	401,400	445,700	478,700	540,600
40	220,100	264,400	303,200	349,200	374,700	402,500	446,500	479,400	541,200	

41	221,600	265,500	305,000	351,200	375,800	403,400	447,100	480,000	541,900
42	222,600	266,600	306,600	353,100	376,800	404,600	447,800	480,400	
43	223,600	267,900	308,300	355,000	377,800	405,700	448,500	480,700	
44	224,500	269,000	309,900	356,700	378,900	406,800	449,300	481,200	
45	225,400	270,000	311,500	358,300	379,900	407,600	450,100	481,700	
46	226,300	271,200	313,200	359,800	380,700	408,300	450,900		
47	227,200	272,400	314,900	361,200	381,600	409,000	451,400		
48	228,000	273,400	316,400	362,700	382,400	409,600	452,100		
49	229,100	274,400	317,600	364,100	383,300	410,200	452,600		
50	230,000	275,600	319,100	365,000	384,100	410,800	453,000		
51	230,900	276,500	320,700	365,900	384,800	411,400	453,400		
52	231,900	277,600	322,400	366,900	385,600	412,000	453,800		
53	232,800	278,600	323,800	367,900	386,300	412,400	454,300		
54	233,800	279,600	325,300	369,000	387,000	412,700	454,700		
55	234,500	280,600	326,800	370,100	387,700	413,000	455,000		
56	235,300	281,500	328,400	371,000	388,400	413,300	455,300		
57	236,100	282,600	329,900	371,900	389,000	413,500	455,600		
58	236,900	283,600	331,100	372,600	389,500	413,900	456,000		
59	237,700	284,700	332,200	373,300	390,100	414,200	456,300		
60	238,300	285,500	333,400	373,900	390,800	414,400	456,500		
61	238,700	286,400	334,300	374,200	391,300	414,700	456,800		
62	239,500	287,400	335,100	374,800	391,900	414,900			
63	240,200	288,400	335,900	375,500	392,500	415,200			
64	240,900	289,300	336,700	376,200	393,100	415,500			
65	241,600	290,100	337,400	376,700	393,500	415,800			
66	242,400	290,800	337,800	377,400	394,200	416,100			
67	242,800	291,700	338,600	378,100	394,800	416,300			
68	243,200	292,600	339,300	378,600	395,400	416,600			
69	243,600	293,300	339,900	379,100	395,700	416,900			
70	244,200	294,000	340,600	379,700	396,200	417,200			
71	244,900	294,800	341,300	380,300	396,900	417,500			
72	245,300	295,700	341,900	380,900	397,400	417,700			
73	245,700	296,500	342,500	381,400	397,700	417,800			
74	246,200	297,000	343,100	382,000	398,200	418,100			
75	246,700	297,400	343,700	382,700	398,500	418,400			
76	247,200	297,700	344,200	383,300	398,900	418,600			
77	247,600	297,900	344,500	383,800	399,200	418,800			
78	248,000	298,300	345,000	384,300	399,500	419,300			
79	248,600	298,700	345,500	384,900	399,800	419,800			
80	249,100	298,900	345,900	385,400	400,000	420,300			
81	249,600	299,100	346,300	385,900	400,200	420,700			
82	250,200	299,400	346,800	386,500	400,600	421,000			
83	250,600	299,600	347,300	386,900	400,900	421,600			
84	251,200	299,800	347,800	387,300	401,100	422,300			
85	251,700	300,100	348,200	387,700	401,300	422,800			
86	252,100	300,400	348,600	388,200	401,900	423,100			

	87	252,500	300,700	349,100	388,600	402,600	423,700			
	88	252,900	301,000	349,500	388,900	403,300	424,400			
	89	253,500	301,300	349,800	389,400	403,700	424,800			
	90	254,000	301,600	350,300	390,000	404,200				
	91	254,400	302,000	350,800	390,500	404,600				
	92	254,800	302,300	351,200	390,900	405,200				
	93	255,100	302,500	351,400	391,100	405,700				
	94		302,800	351,800	391,400	406,200				
	95		303,200	352,300	391,800	406,600				
	96		303,600	352,700	392,200	407,200				
	97		303,800	352,800	392,500	407,700				
	98		304,100	353,300	393,000					
	99		304,400	353,600	393,400					
	100		304,800	354,000	393,800					
	101		305,000	354,400	394,100					
	102		305,400	354,800	394,600					
	103		305,800	355,200	395,000					
	104		306,100	355,500	395,400					
	105		306,300	356,000	395,700					
	106		306,600	356,400	396,200					
	107		307,000	356,800	396,600					
	108		307,300	357,200	397,000					
	109		307,500	357,600	397,300					
	110		307,900	357,900						
	111		308,300	358,300						
	112		308,600	358,600						
	113		308,700	359,100						
	114		309,100							
	115		309,300							
	116		309,700							
	117		309,900							
	118		310,100							
	119		310,400							
	120		310,600							
	121		310,900							
	122		311,200							
	123		311,500							
	124		311,800							
	125		312,100							
定年前再 任用 短時間勤 務職員		基 準 給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		192,700	221,000	262,000	281,900	297,400	323,300	366,300	400,500	453,100

別表第2（第3条関係）

ア 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	267,100	350,200	411,400	481,300
	2	269,600	353,200	414,100	483,600
	3	272,000	356,000	416,700	485,900
	4	274,400	359,000	419,400	488,200
	5	276,800	361,700	422,000	490,500
	6	280,300	364,800	424,200	492,600
	7	283,900	367,900	426,000	494,800
	8	287,300	370,700	428,000	496,800
	9	290,900	373,100	430,000	498,800
	10	294,400	375,700	432,600	500,900
	11	298,100	378,500	435,100	503,000
	12	301,600	380,900	437,500	505,100
	13	305,300	383,700	439,900	507,100
	14	309,200	387,100	442,400	509,000
	15	313,200	390,500	444,500	511,100
	16	316,800	393,700	446,500	513,200
	17	320,500	396,800	448,700	514,900
	18	324,100	399,500	450,900	516,900
	19	327,700	401,900	453,200	518,900
	20	331,200	404,500	455,300	520,700
	21	335,000	407,300	457,200	522,500
	22	338,800	409,200	459,600	524,400
	23	342,300	410,900	462,000	526,200
	24	345,700	412,700	464,300	528,000
	25	349,000	414,600	466,600	529,600
	26	351,600	416,700	468,900	531,400
	27	354,200	418,800	471,100	533,200
	28	356,400	420,800	473,400	535,000
	29	358,700	422,900	475,500	536,800
	30	360,500	425,000	477,700	538,600
	31	362,400	426,700	480,000	540,400
	32	364,100	428,400	482,200	542,200
	33	366,000	430,400	483,900	543,700
	34	368,200	432,000	486,000	545,500
	35	370,500	434,000	488,100	547,300
	36	372,400	435,800	490,100	549,100
	37	374,600	437,800	492,000	550,600
	38	376,800	439,800	493,700	552,200
	39	379,000	441,600	495,500	553,800
	40	381,200	443,500	497,300	555,400

41	383,200	445,300	498,800	557,000
42	383,900	447,000	500,600	558,400
43	384,500	448,700	502,400	559,800
44	385,300	450,500	504,000	561,200
45	386,200	452,400	505,400	562,300
46	387,500	454,200	507,100	563,300
47	388,800	455,900	508,900	564,300
48	390,100	457,700	510,700	565,300
49	390,900	459,100	512,200	566,300
50	391,700	460,900	513,500	567,200
51	392,500	462,600	514,800	568,100
52	393,100	464,300	516,100	569,000
53	393,900	466,000	517,200	569,900
54	394,700	467,200	518,500	570,800
55	395,600	468,400	519,800	571,700
56	396,300	469,600	521,100	572,600
57	397,100	470,300	522,100	573,600
58	398,000	471,300	523,000	574,500
59	398,800	472,300	523,900	575,400
60	399,500	473,100	524,800	576,200
61	399,900	473,900	525,300	577,100
62	400,400	474,600	526,200	578,000
63	400,800	475,300	527,100	578,900
64	401,200	475,900	528,000	579,800
65	401,500	476,500	528,900	580,700
66		477,200	529,800	581,600
67		477,800	530,700	582,500
68		478,500	531,600	583,400
69		478,800	532,400	584,300
70		479,300	533,300	585,200
71		480,000	534,200	586,100
72		480,700	535,000	587,000
73		481,100	535,700	587,900
74		481,600	536,600	588,800
75		482,300	537,500	589,700
76		483,000	538,300	590,600
77		483,300	539,200	591,500
78		483,900	540,100	592,400
79		484,500	541,000	593,300
80		485,100	541,900	594,200
81		485,700	542,700	595,100
82		486,300	543,600	596,000
83		486,900	544,500	596,900
84		487,500	545,400	597,800
85		487,800	546,300	598,700
86		488,400	547,200	599,600

	87		488,900	548,100	600,500
	88		489,500	549,000	601,400
	89		489,900	549,800	602,300
	90		490,500		603,200
	91		491,100		604,100
	92		491,600		605,000
	93		492,100		605,900
	94		492,700		606,800
	95		493,300		607,700
	96		493,800		608,600
	97		494,300		609,500
	98				610,400
	99				611,300
	100				612,200
	101				613,100
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		301,000	344,100	399,600	473,800

イ 医療職給料表 (2)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	172,200	208,900	242,000	265,100	292,300	337,200	382,100	448,800
	2	173,600	210,500	243,200	266,400	294,200	339,300	384,700	451,500
	3	175,000	212,100	244,200	267,600	296,100	341,200	387,400	453,900
	4	176,400	213,600	245,300	268,600	298,200	343,000	390,000	456,400
	5	177,800	214,900	246,500	269,700	300,100	345,100	392,400	459,000
	6	179,600	216,100	247,700	271,000	302,100	347,100	395,100	461,500
	7	181,500	217,300	248,700	272,300	304,000	349,200	397,700	464,100
	8	183,100	218,500	249,700	273,500	306,100	351,200	400,400	466,700
	9	184,700	219,900	251,100	274,400	307,800	353,100	402,400	469,300
	10	186,400	221,400	252,400	275,600	309,500	355,200	404,700	471,900
	11	188,000	222,900	253,600	276,500	311,300	357,100	406,800	474,600
	12	189,900	224,400	254,900	277,500	313,100	359,100	409,000	477,000
	13	191,300	225,900	256,000	278,500	314,800	361,100	411,200	479,600
	14	193,100	227,400	257,200	279,700	316,900	363,200	413,200	481,000
	15	195,100	228,800	258,600	280,600	319,000	365,100	415,200	482,500
	16	196,900	230,100	259,700	281,900	321,000	367,200	417,300	483,900
	17	198,900	231,400	260,900	283,000	322,600	369,000	419,300	485,200
	18	200,100	232,700	262,200	284,600	324,600	371,100	421,200	486,800
	19	201,700	234,100	263,400	286,100	326,500	373,000	423,200	488,200
	20	203,000	235,300	264,400	287,800	328,400	375,000	424,900	489,600
	21	204,400	236,300	265,100	289,100	330,300	376,700	426,700	491,000
	22	205,900	237,500	266,300	290,900	332,100	378,800	428,300	492,400
	23	207,300	238,500	267,200	292,600	334,100	380,900	429,900	493,800
	24	208,600	239,700	268,100	294,400	336,000	382,900	431,500	495,100
	25	210,300	240,800	268,900	296,000	337,800	384,500	433,000	496,600
	26	211,300	242,100	270,200	297,600	339,800	386,300	434,300	498,000
	27	212,400	243,500	271,200	299,100	341,700	388,100	435,600	499,400
	28	213,600	244,700	272,200	300,900	343,600	389,800	437,000	500,900
	29	215,000	245,700	273,500	302,400	345,500	391,600	438,300	502,300
	30	216,000	247,000	275,000	304,000	347,300	393,100	439,600	503,400
	31	217,200	248,400	276,400	305,600	349,100	394,700	440,900	504,600
	32	218,300	249,500	277,800	307,000	350,800	396,100	442,000	505,800
	33	219,700	250,900	279,200	308,400	352,400	397,500	443,200	506,900
	34	221,000	252,300	280,900	310,100	354,300	398,700	444,500	508,000
	35	222,200	253,300	282,500	311,700	356,100	400,000	445,700	508,900
	36	223,300	254,600	284,000	313,200	358,000	401,200	447,000	509,900
	37	224,400	255,700	285,400	314,600	359,800	402,300	448,200	510,900
	38	225,400	256,800	286,900	316,200	361,400	403,400	448,900	
	39	226,500	257,900	288,300	318,000	363,100	404,600	449,500	
	40	227,400	258,900	289,800	319,700	364,700	405,800	450,200	
	41	228,400	259,700	290,900	320,900	366,000	406,600	450,700	

42	229,200	260,700	292,400	322,500	367,200	407,400	451,100
43	230,000	261,500	293,800	324,100	368,400	408,200	451,500
44	230,900	262,300	295,100	325,500	369,500	408,900	451,900
45	231,800	263,200	296,400	326,800	370,500	409,400	452,300
46	232,700	264,400	298,000	328,400	371,400	410,100	452,700
47	233,600	265,600	299,500	330,000	372,400	410,500	453,100
48	234,600	267,000	301,000	331,500	373,500	411,000	453,400
49	235,300	268,300	302,300	332,900	374,500	411,400	453,700
50	236,100	269,600	303,700	334,200	375,500	411,700	454,200
51	237,000	270,800	305,300	335,400	376,400	412,000	454,500
52	237,800	271,800	306,700	336,500	377,300	412,400	454,800
53	238,500	272,800	307,900	337,500	378,100	412,700	455,100
54	239,300	273,900	309,300	338,500	379,000	413,000	
55	240,100	275,100	310,800	339,400	379,900	413,300	
56	240,800	276,300	312,200	340,200	380,700	413,600	
57	241,400	277,300	313,500	341,000	381,300	413,900	
58	241,900	278,400	314,900	341,800	382,100	414,200	
59	242,400	279,500	316,100	342,600	382,900	414,500	
60	243,000	280,300	317,500	343,500	383,700	414,900	
61	243,400	281,100	318,600	344,100	384,100	415,100	
62	244,100	282,200	319,900	344,500	384,800	415,400	
63	244,700	283,100	321,100	345,100	385,500	415,700	
64	245,100	283,900	322,500	345,700	386,100	416,000	
65	245,800	284,900	323,700	346,300	386,600	416,100	
66	246,300	285,800	324,500	347,000	387,300	416,600	
67	247,000	286,900	325,200	347,700	388,000	416,900	
68	247,500	287,800	325,900	348,300	388,700	417,200	
69	247,900	288,800	326,600	349,000	389,100	417,400	
70	248,500	289,900	327,300	349,600	389,600	417,700	
71	248,900	291,000	328,000	350,200	390,100	418,000	
72	249,600	292,000	328,600	350,800	390,600	418,300	
73	250,000	292,800	329,200	351,100	391,100	418,400	
74	250,500	293,300	329,500	351,700	391,700	418,700	
75	251,100	294,000	329,900	352,300	392,200	419,400	
76	251,800	294,800	330,500	352,800	392,900	420,100	
77	252,100	295,300	331,100	353,200	393,400	420,300	
78	252,400	295,900	331,600	353,700	393,900	421,000	
79	252,700	296,500	332,100	354,200	394,400	421,700	
80	252,900	297,000	332,500	354,600	394,900	422,400	
81	253,100	297,400	333,100	355,000	395,200	422,900	
82	253,400	297,900	333,600	355,400	395,700	423,600	
83	253,700	298,400	334,100	355,600	396,100	424,200	
84	254,000	298,800	334,600	355,900	396,500	424,900	
85	254,200	299,000	335,000	356,400	397,000	425,400	
86		299,300	335,400	356,800	397,500		
87		299,500	335,700	357,200	397,900		
88		299,800	336,000	357,600	398,300		

	89		300,000	336,300	358,000	398,600			
	90		300,200	336,700	358,300	399,100			
	91		300,400	337,100	358,500	399,500			
	92		300,600	337,600	358,800	399,900			
	93		301,000	338,100	359,200	400,400			
	94		301,200	338,200	359,500	400,900			
	95		301,400	338,500	359,800	401,300			
	96		301,700	338,800	360,100	401,700			
	97		301,900	339,000	360,500	402,100			
	98		302,100	339,300	360,900	402,600			
	99		302,400	339,600	361,300	403,000			
	100		302,700	339,900	361,700	403,400			
	101		303,000	340,000	362,200	403,800			
	102		303,300	340,400	362,600				
	103		303,600	340,800	363,000				
	104		303,900	341,000	363,400				
	105		304,100	341,100	363,900				
	106			341,500					
	107			341,900					
	108			342,200					
	109			342,300					
	110			342,700					
	111			343,100					
	112			343,500					
	113			343,700					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
		193,000	220,400	249,300	265,000	289,100	331,000	374,800	437,800

ウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	186,700	214,700	258,200	277,200	300,100	340,300
	2	188,100	216,600	259,600	278,100	301,700	342,400
	3	189,600	218,700	261,000	279,000	303,500	344,500
	4	191,000	220,700	262,400	279,700	305,200	346,500
	5	192,500	222,700	263,700	280,400	306,500	348,400
	6	194,100	224,600	264,600	281,400	308,200	350,600
	7	195,600	226,400	265,800	282,100	310,000	352,700
	8	197,100	228,100	266,300	283,100	311,700	354,800
	9	198,400	230,000	267,200	284,100	313,000	356,300
	10	200,100	231,400	267,800	284,700	314,500	358,300
	11	201,700	232,600	268,600	285,700	315,600	360,300
	12	203,300	233,800	269,600	286,800	317,000	362,300
	13	204,800	234,900	270,300	287,700	318,200	364,600
	14	206,900	236,100	271,200	288,900	320,000	366,600
	15	209,000	237,200	272,200	290,000	321,600	368,600
	16	211,100	238,200	272,900	290,900	323,300	370,700
	17	213,100	239,300	273,700	291,800	324,700	372,700
	18	215,200	240,600	274,600	292,900	326,300	374,800
	19	217,300	242,000	275,400	294,100	327,800	376,800
	20	219,400	243,100	276,300	295,500	329,200	378,900
	21	221,400	244,400	276,900	296,600	330,700	380,600
	22	223,100	246,000	277,500	298,000	332,200	382,700
	23	224,800	247,700	278,200	299,200	333,600	384,800
	24	226,500	249,200	279,100	300,600	335,100	386,900
	25	228,000	250,400	280,000	301,600	336,500	389,100
	26	229,300	251,700	281,000	303,100	338,000	390,800
	27	230,500	253,000	282,000	304,300	339,500	392,500
	28	231,500	254,300	282,900	305,900	340,900	394,300
	29	232,400	255,900	284,000	306,900	342,100	396,100
	30	233,400	257,000	285,200	308,300	343,600	397,900
	31	234,100	257,900	286,500	309,700	345,100	399,800
	32	234,900	258,900	287,900	310,800	346,800	401,600
	33	235,800	259,600	289,000	311,900	348,200	403,200
	34	237,000	260,400	290,300	313,400	349,800	405,000
	35	238,200	261,300	291,600	314,800	351,300	406,800
	36	239,200	262,200	292,900	316,300	352,900	408,700
	37	240,500	262,900	294,000	317,700	354,500	410,200
	38	241,800	263,800	295,200	319,200	356,100	411,900
	39	243,200	264,800	296,100	320,600	357,700	413,700
	40	244,500	265,600	297,300	322,000	359,200	415,500
	41	245,500	266,100	298,300	323,400	360,500	417,100

42	246,500	267,000	299,600	324,900	362,000	418,700
43	247,400	267,800	300,900	326,400	363,500	420,300
44	248,300	268,700	302,100	327,800	365,000	421,600
45	249,400	269,400	303,100	328,600	366,300	422,800
46	250,500	270,100	304,500	330,000	367,500	423,900
47	251,400	270,800	305,800	331,500	368,900	424,900
48	252,300	271,600	307,000	332,900	370,300	426,200
49	253,100	272,300	308,200	334,200	371,700	427,500
50	254,000	273,300	309,400	335,500	373,000	428,600
51	254,900	274,000	310,500	336,800	374,400	429,900
52	255,700	274,900	311,800	338,200	375,800	431,000
53	256,300	275,800	313,100	339,600	377,200	432,200
54	257,300	277,000	314,400	340,900	378,400	433,300
55	258,300	278,300	315,600	342,200	379,600	434,400
56	259,100	279,700	316,800	343,600	380,800	435,500
57	259,900	280,700	317,800	344,500	381,900	436,600
58	260,800	282,100	319,200	345,800	382,900	437,200
59	261,500	283,400	320,600	347,000	383,900	437,800
60	262,300	284,800	322,000	348,300	384,900	438,200
61	263,000	286,100	323,100	349,400	385,600	438,800
62	263,700	287,400	324,400	350,400	386,400	439,300
63	264,400	288,300	325,600	351,600	387,100	439,700
64	265,200	289,700	326,900	352,700	387,900	440,200
65	265,800	290,600	328,200	353,900	388,600	440,900
66	266,700	291,800	329,500	355,100	389,300	441,300
67	267,400	293,000	330,700	356,300	389,900	441,600
68	268,000	294,000	331,900	357,400	390,700	441,900
69	268,600	295,000	332,700	358,400	391,600	442,300
70	269,400	296,400	333,800	359,400	392,200	442,700
71	270,400	297,700	334,900	360,500	392,900	443,200
72	271,400	299,000	335,900	361,600	393,600	443,900
73	272,300	300,000	336,900	362,600	394,300	444,500
74	273,300	301,300	337,700	363,700	394,700	445,200
75	274,400	302,400	338,800	364,800	395,300	445,800
76	275,500	303,700	339,900	365,800	395,800	446,400
77	276,300	304,900	341,000	366,500	396,200	447,000
78	277,300	306,100	342,200	367,300	396,800	
79	278,000	307,400	343,400	368,100	397,400	
80	279,100	308,500	344,600	368,900	397,700	
81	279,800	309,300	345,800	369,500	398,000	
82	280,800	310,500	346,900	370,000	398,500	
83	281,600	311,600	348,000	370,400	398,900	
84	282,200	312,800	349,100	370,900	399,200	
85	282,800	313,800	350,000	371,600	399,500	
86	283,700	315,000	351,000	372,100	400,000	
87	284,300	316,200	351,800	372,700	400,500	
88	285,000	317,500	352,900	373,300	401,000	

89	285,900	318,600	354,000	373,600	401,300
90	286,800	319,800	354,700	374,100	401,700
91	287,500	321,000	355,500	374,700	402,200
92	288,300	322,100	356,300	375,200	402,600
93	289,000	323,000	357,000	375,500	403,000
94	290,000	323,700	357,600	375,900	403,400
95	291,000	324,400	358,200	376,300	403,900
96	292,000	325,000	358,800	376,800	404,300
97	292,800	325,500	359,200	377,400	404,800
98	293,400	325,900	359,700	377,900	405,200
99	294,100	326,600	360,200	378,400	405,700
100	295,000	327,200	360,600	378,900	406,100
101	295,600	327,600	361,100	379,500	406,500
102	296,400	328,200	361,600	380,000	
103	297,200	328,800	362,100	380,500	
104	298,000	329,300	362,500	380,900	
105	298,700	329,800	362,800	381,500	
106	299,200	330,300	363,300	382,000	
107	299,700	330,800	363,700	382,500	
108	300,100	331,300	364,000	383,100	
109	300,300	331,500	364,500	383,700	
110	300,700	331,900	365,000	384,200	
111	300,900	332,300	365,500	384,700	
112	301,200	332,700	366,000	385,200	
113	301,400	333,000	366,500	385,800	
114	301,700	333,400	367,000		
115	302,000	333,800	367,500		
116	302,200	334,100	367,900		
117	302,500	334,300	368,400		
118	302,800	334,700	368,900		
119	303,100	335,000	369,400		
120	303,400	335,200	369,900		
121	303,700	335,400	370,300		
122	304,100	335,700	370,800		
123	304,500	336,000	371,300		
124	304,800	336,300	371,800		
125	305,000	336,600	372,100		
126	305,300	336,900			
127	305,700	337,300			
128	306,000	337,600			
129	306,100	337,700			
130	306,500	338,000			
131	306,900	338,300			
132	307,300	338,600			
133	307,500	338,900			
134	307,900	339,300			

	135	308,200	339,700				
	136	308,500	340,100				
	137	308,700	340,400				
	138	309,000	340,800				
	139	309,400	341,200				
	140	309,700	341,600				
	141	309,900	341,900				
	142	310,300	342,300				
	143	310,700	342,600				
	144	311,000	343,000				
	145	311,100	343,400				
	146	311,400	343,800				
	147	311,800	344,200				
	148	312,200	344,600				
	149	312,300	344,900				
	150	312,600	345,300				
	151	312,900	345,700				
	152	313,200	346,100				
	153	313,500	346,400				
	154	313,800					
	155	314,000					
	156	314,300					
	157	314,700					
	158	315,000					
	159	315,300					
	160	315,600					
	161	316,000					
	162	316,300					
	163	316,600					
	164	316,900					
	165	317,300					
	166	317,600					
	167	317,900					
	168	318,200					
	169	318,600					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額					
		円	円	円	円	円	円
		241,400	262,200	269,600	280,100	296,800	335,200

別表第1（第3条、第4条関係）

職務の級	1 級	2 級
号 給	給料月額	給料月額
	円	円
1	165,300	211,800
2	166,400	213,500
3	167,600	215,200
4	168,700	216,500
5	169,900	218,100
6	171,100	219,900
7	172,200	221,300
8	173,300	222,900
9	174,400	224,400
10	175,700	225,900
11	177,000	227,100
12	178,400	228,600
13	179,700	229,900
14	181,100	231,400
15	182,400	232,700
16	183,900	234,300
17	185,200	236,100
18	186,600	237,400
19	188,000	239,100
20	189,400	240,400
21	190,900	241,900

22	193,200	243,500
23	195,500	244,900
24	197,800	246,400
25	200,500	247,800
26	202,100	249,300
27	203,900	250,700
28	205,600	251,800
29	207,100	252,900
30	207,700	254,000
31	209,500	255,000
32	210,500	256,100
33	211,800	257,200
34	213,200	258,500
35	214,400	259,300
36	215,400	259,900
37	216,700	260,600
38	218,100	261,800
39	219,100	263,200
40	220,100	264,400
41	221,600	265,500
42	222,600	266,600
43	223,600	267,900
44	224,500	269,000
45	225,400	270,000

46	226,300	271,200
47	227,200	272,400
48	228,000	273,400
49	229,100	274,400
50	230,000	275,600
51	230,900	276,500
52	231,900	277,600
53	232,800	278,600
54	233,800	279,600
55	234,500	280,600
56	235,300	281,500
57	236,100	282,600
58	236,900	283,600
59	237,700	284,700
60	238,300	285,500
61	238,700	286,400
62	239,500	287,400
63	240,200	288,400
64	240,900	289,300
65	241,600	290,100
66	242,400	290,800
67	242,800	291,700
68	243,200	292,600
69	243,600	293,300

70	244,200	294,000
71	244,900	294,800
72	245,300	295,700
73	245,700	296,500
74	246,200	297,000
75	246,700	297,400
76	247,200	297,700
77	247,600	297,900
78	248,000	298,300
79	248,600	298,700
80	249,100	298,900
81	249,600	299,100
82	250,200	299,400
83	250,600	299,600
84	251,200	299,800
85	251,700	300,100
86	252,100	300,400
87	252,500	300,700
88	252,900	301,000
89	253,500	301,300
90	254,000	301,600
91	254,400	302,000
92	254,800	302,300
93	255,100	302,500

94	302,800
95	303,200
96	303,600
97	303,800
98	304,100
99	304,400
100	304,800
101	305,000
102	305,400
103	305,800
104	306,100
105	306,300
106	306,600
107	307,000
108	307,300
109	307,500
110	307,900
111	308,300
112	308,600
113	308,700
114	309,100
115	309,300
116	309,700
117	309,900

118		310,100
119		310,400
120		310,600
121		310,900
122		311,200
123		311,500
124		311,800
125		312,100

議案第57号

いわき市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正に
ついて

いわき市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条
例を次のように制定する。

令和5年12月21日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

第1条 いわき市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和41年いわき市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の162.5」を「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の172.5」に改める。

第2条 いわき市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の172.5」を「100分の167.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のいわき市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）第6条第2項の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例第6条第2項の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前のいわき市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第6条第2項の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例第6条第2項の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第58号

いわき市長等の給与及び旅費に関する条例等の改正について

いわき市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年12月21日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(いわき市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 いわき市長等の給与及び旅費に関する条例（昭和41年いわき市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「、「100分の162.5」を「「100分の162.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の172.5」に改める。

第2条 いわき市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の120」を「100分の122.5」に、「「100分の162.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の172.5」を「、「100分の167.5」に改める。

(いわき市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第3条 いわき市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和41年いわき市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「、「100分の162.5」を「「100分の162.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の172.5」に改める。

第4条 いわき市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の120」を「100分の122.5」に、「「100分の162.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の172.5」を「、「100分の167.5」に改める。

(いわき市水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第5条 いわき市水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例（昭和41年いわき市条例第83号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「、「100分の162.5」を「「100分の162.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の172.5」に改める。

第6条 いわき市水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の120」を「100分の122.5」に、「「100分の162.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の172.5」を「、「100分の167.5」に改める。

(いわき市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第7条 いわき市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成19年いわき市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「、「100分の162.5」を「「100分の162.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の172.5」に改める。

第8条 いわき市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「100分の120」を「100分の122.5」に、「「100分の162.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の172.5」を「、「100分の167.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のいわき市長等の給与及び旅費に関する条例（次項において「改正後の市長等の給与等条例」という。）第4条ただし書、第3条の規定による改正後のいわき市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（同項において「改正後の教育長の給与等条例」という。）第4条ただし書、第5条の規定による改正後のいわき市水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例（同項において「改正後の水道事業管理者の給与等条例」という。）第4条ただし書及び第7条の規定による改正後のいわき市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（同項において「改正後の病院事業管理者の給与等条例」という。）第5条ただし書の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の市長等の給与等条例第4条ただし書、改正後の教育長の給与等条例第4条ただし書、改正後の水道事業管理者の給与等条例第4条ただし書又は改正後の病院事業管理者の給与等条例第5条ただし書の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前のいわき市長等の給与及び旅費に関する条例第4条、第3条の規定による改正前のいわき市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第4条、第5条の規定による改正前のいわき市水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例第4条又は第7条の規定による改正前のいわき市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例第5条の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の市長等の給与等条例第4条、改正後の教育長の給与等条例第4条、改正後の水道事業管理者の給与等条例第4条又は改正後の病院事業管理者の給与等条例第5条の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第59号

いわき市戸籍手数料条例の改正について

いわき市戸籍手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年12月21日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市戸籍手数料条例の一部を改正する条例

いわき市戸籍手数料条例（平成12年いわき市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条を第5条とする。

第3条中「前条」を「前条第1項」とし、同条を第4条とする。

第2条中「ところにより」を「額の」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の手数料は、請求又は交付の際徴収する。

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（用語）

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

別表を次のように改める。

別表（第3条、第4条関係）

事務	金額
1 法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	1通につき450円
2 法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき350円
3 法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この表において同じ。）により戸籍電子証	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき400円

<p>明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>	
<p>4 法第12条の2において準用する法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付</p>	<p>1 通につき750円</p>
<p>5 法第12条の2において準用する法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付</p>	<p>証明事項1件につき450円</p>
<p>6 法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号1件につき700円</p>

<p>号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>	
<p>7 法第48条第1項（法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、法第48条第2項（法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付</p>	<p>1 通につき350円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあつては、1通につき1,400円）</p>
<p>8 法第48条第2項（法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務又は法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務</p>	<p>書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき350円</p>

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

議案第60号

いわき市国民健康保険税条例の改正について

いわき市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年12月21日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

いわき市国民健康保険税条例（昭和41年いわき市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第17条に次の1項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
 - (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第5条の3の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の5の規定により算定した被保険

者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第5条の7の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の9の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第19条の2の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に係る届出）

第19条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

(5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類

(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行う

ことができる。

- 4 第1項の規定にかかわらず、市長が当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。
- 2 改正後のいわき市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

